



十 発行価格 額面金額百円につき九十九円八

十一 利率 年二・二パーセント

の経過利率 年金積立金管理運用独立行政法

人の理事長は、払込金額に追加、  
次の算式により算出した金額を  
第十八号の規定する期日に払い

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.2}{100} \times \frac{9}{365}$$

平成十九年三月二十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十五号において規定  
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期以後の利子 毎年三月二十日及び九月二十日

を、支払期とし、各支払期におい

て、その日以前六月間に属する  
利子を支払う。

平成三十八年九月二十日  
額面金額百円につき百円

十五 償還期限 日本銀行  
十六 償還金額 日本銀行  
十七 元利支 日本銀行  
十八 払込期日 平成十八年九月二十九日